

奈良市公報

号外第1号

令和2年3月訓令甲他

令和3年1月20日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社JITSUGYO

目次

訓令甲

月日	番号	件名	主管
3	13	2 奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課
3	26	3 奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令	契約課
3	27	4 奈良市地籍調査作業規程の一部を改正する訓令	土木管理課
3	31	5 奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課
3	31	6 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令	人事課
3	31	7 奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	人事課

公営企業

月日	番号	件名	主管
3	12	9 奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正	経営企画課
3	23	3 奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程	企業財務課
3	26	4 奈良市下水道条例施行規程及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程	企業出納課
3	31	5 奈良市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程	経営企画課
3	31	6 奈良市企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程	経営企画課
3	31	7 奈良市企業局職員の臨時的任用に関する規程	経営企画課
3	31	8 奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程	経営企画課
3	31	9 奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程	経営企画課
3	31	10 奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程	経営企画課
3	31	11 奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程	経営企画課
3	31	11 奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示	経営企画課

消防

月日	番号	件名	主管
3	31	1 奈良市学生消防団活動認証制度実施要綱	総務課
3	31	2 奈良市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	消防課
3	31	3 奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令	総務課

3 31 4 奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

総務課

教育委員会

月日	番号	件名	主管
3 27	7	奈良市指定文化財の指定	文化財課
3 31	2	奈良市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則	保健給食課
3 31	3	奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課
3 31	4	奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課
3 31	5	奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則	中央図書館
3 31	6	奈良市教育委員会の職員の職に関する規則の一部を改正する規則	教職員課
3 31	7	奈良市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則	教職員課
3 31	8	奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	地域教育課
3 31	9	奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	学校教育課
3 31	10	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則	教育総務課
3 31	8	奈良市部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示	学校教育課
3 31	9	奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱	学校教育課
3 31	1	奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	教育総務課
3 31	2	奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令	教育総務課

農業委員会

月日	番号	件名
3 25	4	奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の一部を改正する告示

議会

月日	番号	件名
3 13	1	奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程
3 31	1	奈良市議会傍聴規則の一部を改正する規則

訓令甲

奈良市訓令甲第2号

庁中一般
関係各所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

令和2年3月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条部長共通の部分中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同

部分の次に次のように加える。

総合政策部長

(1) 日額又は時間額により報酬が支給される会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)(保育総務課に係るもの(市立こども園、市立幼稚園及び市立保育所に係るものに限る。以下「保育総務課分」という。))を除く。)の任用

第4条子ども未来部長の部分に次の2号を加える。

(8) 月額により給料が支給される会計年度任用職員(保育教育士に限る。)の任用

(9) 日額又は時間額により報酬が支給される会計年度任用職員(保育総務課分に限る。)の任用

第6条第1項課長共通の部分中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、同項人事課長の部分に次の1号を加える。

(6) 日額又は時間額により報酬が支給される会計年度任用職員(保育総務課分を除く。)であって、任用期間が1月を超えないものの任用
第6条第1項介護福祉課長の部分の次に次のように加える。
保育総務課長(1) 日額又は時間額により報酬が支給される会計年度任用職員(保育総務課分に限る。)であって、任用期間が1月を超えないものの任用
(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程(昭和34年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、令和2年3月13日から施行する。

(令和2年3月13日揭示済)

奈良市訓令甲第3号

庁中一般
関係各所

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程(昭和61年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 随意契約の審査に関すること。

第3条第3項中「の各号」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第5条第2項中「過半数」を「半数以上」に改める。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月26日揭示済)

奈良市訓令甲第4号

庁中一般
関係各所

奈良市地籍調査作業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地籍調査作業規程の一部を改正する訓令

奈良市地籍調査作業規程(平成17年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「委嘱する」を「委嘱することができる」に改める。

第3条第2項中「場合は」を「場合で」に、「の意見を求めるものとする」を「を委嘱しているときは、その意見を求めることができる」に改める。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月27日揭示済)

奈良市訓令甲第5号

庁中一般
関係各所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 審査請求の弁明書の提出(定例的なものを除く。)、処分執行停止に係る意見の提出及び審査請求の裁決(市税に係るものを除く。)並びに訴訟及び重要な請願等に関する措置

第4条部長共通の部分中第25号を第26号とし、第3号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 審査請求に関する措置(前条第5号及び総務部長の部分の第8号に規定するものを除く。)

第4条総務部長の部分の第8号中「の裁決及び減免申請」を「に関する措置、減免申請及び返還金」に改め、同条市民部長の部分の第4号中「及び」の次に「当該契約に係る支出負担行為の決定並びに」を加え、同条健康医療部長の部分の第15号中「第59条第1項」を「第64条第1項」に改め、同部分の第20号、同条環境部長の部分の第3号、同条観光経済部長の部分の第15号、同条都市整備部長の部分の第2号及び同条建設部長の部分の第2号中「及び」の次に「当該契約に係る支出負担行為の決定並びに」を加える。

第6条第1項課長共通の部分の第1号中「(賃金分社会保険料を含む。)、賃金」を「、会計年度任用職員に係る社会保険料(特別職非常勤職員に係る社会保険料を含む。以下同じ。)、条例その他の規定に基づく定例の諸給与、給付」に改め、同部分の第17号中「しゅう集」を「収集」に改め、同項工事主管課長(工事の施行を主管する課(これに相当するものを含む。))の長をいう。)共通の部分の第2号中「及び」の次に「当該契約に係る支出負担行為の決定並びに」を加え、同条第2項中「土木管理センター所長」を「地籍調査室長」に改め、同項第5号から第7号までを次のように改める。

(5) 1件100万円未満の支出負担行為の決定

(6) 支出命令書の発行
(7) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定
第7条中「、児童館長」を削り、「及び奈良阪処分地管理事務所長」を「、奈良阪処分地管理事務所長及び土木管理センター所長」に改め、同条児童館長の部分を次のように改める。
土木管理センター所長
(1) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
(2) 主管事務に関する統計及び資料等の収集
(3) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に属し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理
第9条第1項第1号及び第10条第2項第1号中「賃金」を「会計年度任用職員に係る条例その他の規定に基づく定例の諸給与、給付」に改める。
第11条第1項第1号中「(賃金分社会保険料を含む。)、賃金」を「、会計年度任用職員に係る社会保険料、条例その他の規定に基づく定例の諸給与、給付」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。
第12条選挙管理委員会事務局長等共通の部分の第1号中「賃金」を「会計年度任用職員に係る条例その他の規定に基づく定例の諸給与、給付」に改める。
(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)
第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程(昭和34年奈良市訓令第7号)の一部を次のように改正する。
第3条月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長共通の部分の第2号中「及び」の次に「当該契約に係る支出負担行為の決定並びに」を加える。
第4条課長共通の部分の第1号中「賃金」を「会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)に係る条例その他の規定に基づく定例の諸給与、給付」に改め、同部分の第15号中「しゅう集」を「収集」に改める。
第5条第1号中「賃金」を「会計年度任用職員に係る条例その他の規定に基づく定例の諸給与、給付」に改め、同条第20号中「しゅう集」を「収集」に改める。
附 則
(施行期日)
1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定(第4条健康医療部長の部分の第15号中「第59条第1項」を「第64条第1項」に改める部分に限る。)は、令和3年6月1日から施行する。
(経過措置)
2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)第1条による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的に任用さ

れた職員又は法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員の賃金及び賃金分社会保険料に係る専決処理については、なお従前の例による。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市訓令第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所
奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。
令和2年3月31日
奈良市長 仲 川 元 庸
奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令
(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)
第1条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令第5号)の一部を次のように改正する。
別表第1企画部会の項中「保護第一課長 保護第二課長」を「保護課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「農政課長 公園緑地課長」を「農政課長 J R新駅周辺整備推進課長 公園緑地課長 道路インフラ保全課長」に、「西消防署長」を「西消防署長 教育施設課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)
第2条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令第10号)の一部を次のように改正する。
別表第2教育委員会事務局の項中「地域教育課長」を「地域教育課長 教育施設課長」に改める。
(奈良市債権回収対策本部設置規程の一部改正)
第3条 奈良市債権回収対策本部設置規程(平成20年奈良市訓令第10号)の一部を次のように改正する。
別表第2中「保護第一課長 保護第二課長」を「保護課長」に改める。
(奈良市保安員服務規程の一部改正)
第4条 奈良市保安員服務規程(昭和42年奈良市訓令第12号)の一部を次のように改正する。
第5条の3第1号中「保護第一課長」を「保護課長」に改める。
附 則
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市訓令第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所
奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年3月31日
奈良市長 仲 川 元 庸
奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令第3号)の一部を次のように改正する。
第1条中「及び奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)」を「、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)及び奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年奈良市規則第16号)」に改める。
附 則
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第9号

平成26年奈良市企業局告示第3号(奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。
令和2年3月12日
奈良市公営企業管理者
池 田 修
第2項中「近畿産業信用組合 株式会社 商工組合中央金庫」を「近畿産業信用組合」に改める。
(令和2年3月12日揭示済)

奈良市企業局管理規程第3号

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和2年3月23日
奈良市公営企業管理者
池 田 修
奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程
奈良市企業局会計規程(平成26年奈良市企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。
第50条を次のように改める。
第50条 削除
第51条の見出し中「前渡金」を「資金前渡」に改め、同条第1項中「次に掲げる区分によって精算」を「その用務又は事件終了後7日以内に振替伝票及び支払精算書を作成し、証拠となるべき書類を添えて、管理者に提出」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前渡金」を「資金前渡」に改め、同項ただし書を削る。
第52条の見出し中「前渡金」を「資金前渡の」に改める。
附 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月23日揭示済)

奈良市企業局管理規程第4号

奈良市下水道条例施行規程及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和2年3月26日
奈良市公営企業管理者
池 田 修
奈良市下水道条例施行規程及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程
(奈良市下水道条例施行規程の一部改正)
第1条 奈良市下水道条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。
第16条の次に次の1条を加える。
(基本使用料)
第16条の2 条例第18条第2項に定める基本使用料は、公共下水道の使用を開始し、又は再開した日の属する月から当該使用を休止し、又は廃止した日の属する月まで毎月徴収する。ただし、条例第18条の2第1項の規定に該当する月は、同項に定める額とする。
第18条第1項中「水道水」を「場合」に、「使用水量の認定」を「汚水排出量」に改め、「第14号」の次に「及び奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和60年水道局管理規程第3号)」を、「場合の」の次に「使用水量の」を加え、同条第2項第1号中「翌日」の次に「(公共下水道の使用を開始し、又は再開したときは、当該使用を開始し、又は再開した日。以下次号において同じ。)」を加え、「その月の」を削り、同項第2号本文中「規定」の次に「又は汚水を排除して公共下水道を使用する者」を加え、同号中「計量装置」を「計測装置」に改め、「その月の」を削り、同号ただし書中「水道水の1月の使用水量」を「汚水排出量」に改め、同項第3号中「1日」の次に「(公共下水道の使用を開始し、又は再開した日の属する月にあつては、当該使用を開始し、又は再開した日)」を加え、同条第3項中「定め、当該認定月」の次に「の汚水排出量(以下この項において「認定月汚水排出量」という。)」を加え、同項本文中「から次の認定月の前月までの間」を「の翌月及び翌々月」に、「毎月均等」を「認定月汚水排出量と同量」に改め、同項ただし書中「開始」の次に「し、又は再開」を加え、「場合」を「とき」に改め、「、その都度認定するものとし」を削り、「から次の認定月の前月までの間の汚水排出量は、毎月均等」を「(以下この項において「開始等月」という。)の汚水排出量(以下この項において「開始等月汚水排出量」という。)を認定するものとし、開始等月が当該使用を開始し、又は再開した日後最初の認定月の前前月であるときは、開始等月の翌月の汚水排出量は開始等月汚水排出量と同量」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「該当する場合で」を「より汚水排出量を認定する場合において」に、「において」を「で」に、「場合における当該月の汚水排出量は、次に定めるところによる」を「ときは、当該月の1日から末日まで公共下水道を使用したものとみなす」に改め、同部分に次のただし書を加える。
ただし、特別の理由がある場合を除き、月の15日ま

でに公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は月の16日以降において使用を開始し、若しくは再開したときは、当該月の汚水排出量は、認定した汚水排出量の2分の1とする。

第18条第5項各号を削り、同条第6項中「第19条第2項又は」の次に「この条」を加え、「前項第2号」を「前項」に改める。

第21条第3項ただし書中「第18条第5項第2号」を「第18条第2項第4号」に、「にあっては」を「で、月の中途において公共下水道の使用を開始したときは」に、「初日」を「1日」に改める。

第23条に次の1項を加える。

3 公共下水道の使用を休止し、又は廃止したときは、当該休止し、又は廃止した日までの汚水排出量を認定し、すみやかに使用料を徴収するものとする。この場合において、第18条第2項第1号及び第2号中「定例日までの間」とあるのは、「公共下水道の使用を休止し、又は廃止した日までの間」と読み替えるものとする。

(奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部改正)

第2条 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(基本使用料)

第8条の2 条例第16条第2項に定める基本使用料は、排水処理施設の使用を開始し、又は再開した日の属する月から当該使用を休止し、又は廃止した日の属する月まで毎月徴収する。ただし、条例第16条の2第1項の規定に該当する月は、同項に定める額とする。

第9条第1項中「水道水の1月の使用水量」を「場合の1月の汚水排出量」に改め、「第14号)」の次に「及び奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和60年水道局管理規程第3号)」を、「場合の)」の次に「使用水量の」を加え、同条第2項中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第1号本文中「規定」の次に「又は使用者」を加え、同号中「翌日」の次に「(排水処理施設の使用を開始し、又は再開したときは、当該使用を開始し、又は再開した日)」を加え、「その月の」を削り、同号ただし書中「水道水の1月の使用水量」を「汚水排出量」に改め、同項第2号中「1日」の次に「(排水処理施設の使用を開始し、又は再開した日の属する月にあっては、当該使用を開始し、又は再開した日。以下次号において同じ。)」を加え、同項第3号中「使用水量」を「1人当たりの汚水排出量」に改め、同項第4号に次のただし書を加える。

ただし、月の途中で排水処理施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときは、当該月の1日から末日まで排水処理施設を使用したものとみなす。第9条第3項各号列記以外の部分中「該当する場合で、月の中途において」を「より汚水排出量を認定する場合

において、月の15日までに」に改め、「開始し、」を削り、「休止し、」の次に「若しくは」を加え、同項中「、又は再開した場合における当該月の汚水排出量は、次に定めるところによる」を「たとき又は月の16日以降において使用を開始し、若しくは再開したときは、当該月の汚水排出量は、特別の理由がある場合を除き、認定した汚水排出量の2分の1とする」に改め、同項各号を削る。

第11条中「第19条第2号」を「第19条第1項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 排水処理施設の使用を休止し、又は廃止したときは、当該休止し、又は廃止した日までの汚水排出量を認定し、すみやかに使用料を徴収するものとする。この場合において、第9条第2項第1号中「定例日までの間」とあるのは、「排水処理施設の使用を休止し、又は廃止した日までの間」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月26日揭示済)

奈良市企業局管理規程第5号

奈良市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業局職員就業規則等の一部を改正する規程(奈良市企業局職員就業規則の一部改正)

第1条 奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の規定によつて公営企業管理者(以下「管理者」という。)が任用した職員で次の各号に掲げる以外の者」を「に規定する企業職員で常時勤務を要する職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改め、同条各号を削る。

第5条第1項中「局内において」を削り、同条第2項中「の施設及び資材を愛護し」を「財産を適切に管理し、及び使用し」に、「を節約して使用し」を「使用については、儉約に努め」に改め、同条第3項を削る。

第8条第4項中「別記第2号様式」を「別記第1号様式の2」に改める。

第12条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))」を「法」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(営利企業等への従事制限)

第13条の2 職員(法第22条第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。次項において同じ。)が公務以外の営利企業等に従事する場合の許可基準については、職員の営利企業等の従事制限に関する規則(昭和

40年奈良市規則第39号)の規定を準用する。この場合において、「任命権者」とあるのは、「公営企業管理者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に基づき、職員が営利企業等の従事について許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書(別記第2号様式)に関係書類を添付し、経営企画課長に提出し、営利企業等従事許可書(別記第2号様式の2)を受けなければならない。

第15条第1項中「職員」の次に「(次項及び第3項に規定する職員を除く。))」を加え、同条第3項中「)の採用」の次に「の基準等」を加える。

第16条中「管理者」を「公営企業管理者(以下「管理者」という。))」に改める。

第19条第1項中「別記第2号様式の2」を「別記第3号様式」に改め、同条第3項中「別記第3号様式の2」に改める。

第22条第1項中「庁舎附近の出火その他」を削る。

第24条第1項中「及び休憩時間は、次の」を「は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とし、当該勤務時間を月曜日から金曜日までの5日間において1日につき7時間45分の勤務時間に割り振るものとする。この場合において、1日の勤務時間及び休憩時間は、それぞれ次に掲げる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間及び休憩時間の割振りについては、管理者が別に定める。

第24条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))」を「育児休業法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容)に従い、管理者が定める。

第27条第1項中「第24条第1項」の次に「から第4項まで」を加える。

第29条第2項中「第24条第1項」の次に「から第4項まで」を加え、「同項本文」を「同条第1項から第4項まで」に改める。

第29条の2第1項第3号を削る。

第30条中「第24条」の次に「第1項から第4項まで」を加え、「第29条の2」を「前条」に改める。

第47条中「職員の給与に」を「職員(第15条第3項に規定する任期付職員を除く。以下次条から第50条までににおいて同じ。)の給与に」に改める。

第55条第1号中「たき火をし、又は」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「爆発、」を削り、「若しくは」を「又は」に、「取扱い、「はだか火」等は、これに近づけない」を「取り扱う」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「の始末をなし、火鉢、灰皿などは、一定の場所に集めて処理」を「等の後始末の確認を」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第12章を次のように改める。

第12章 会計年度任用職員

(会計年度任用職員の適用除外)

第63条 会計年度任用職員には、第7条、第8条、第21条の2、第50条、第51条、第61条及び前条の規定は、適用しない。

(会計年度任用職員の採用の基準等)

第64条 第15条の規定にかかわらず、会計年度任用職員の採用の基準等については、管理者が別に定める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等)

第65条 第3章第1節及び第3節並びに第3章の2の規定にかかわらず、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、管理者が別に定める。

(会計年度任用職員の給与の額及び支給方法等)

第66条 第47条から第49条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員の給与の額及び支給方法等については、管理者が別に定める。

別記様式中第3号様式を第3号様式の2とし、第2号様式の2を第3号様式とし、第2号様式を第1号様式の2とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第2号様式 (第13条の2関係)

営利企業等従事許可申請書		
公営企業管理者	所 属	
	職 員 番 号	
	氏 名	印
次のとおり申請します。 申請日 年 月 日		
根 拠	奈良市企業局職員就業規則第13条の2において準用する職員の営利企業等の従事制限に関する規則第2条	
勤 務 先 又 は 営 業 所	(名 称)	
	(所在地)	
地 位		
職 務 の 内 容		
事 業 の 内 容		
報 酬	<input type="checkbox"/> 有 (月額・日額) 円	
	<input type="checkbox"/> 無	
期 間	年 月 日から	日間
	年 月 日まで	
理 由		
所 属 長 の 意 見 及 び 認 印	印	
<input type="checkbox"/> このことについては、次の理由により許可しない。 理由..... <input type="checkbox"/> このことについては、次の条件を付けて許可する。 条件.....		

第2号様式の2 (第13条の2関係)

営利企業等従事許可書		
	所 属	
	職 員 番 号	
	氏 名	
申請日 年 月 日		
根 拠	奈良市企業局職員就業規則第13条の2において準用する職員の営利企業等の従事制限に関する規則第2条	
勤 務 先 又 は 営 業 所	(名 称)	
	(所在地)	
地 位		
職 務 の 内 容		
事 業 の 内 容		
報 酬	<input type="checkbox"/> 有 (月額・日額) 円	
	<input type="checkbox"/> 無	
期 間	年 月 日から	日間
	年 月 日まで	
理 由		
このことについては、次の条件を付けて許可する。 年 月 日 第 号 公営企業管理者 印 条件.....		

(奈良市企業職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 奈良市企業職員被服貸与規程(昭和28年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企業局に勤務する職員の被服」を「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する職員で常時勤務を要する職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項に規定する職員のうち管理者が必要と認める者(以下「企業職員」という。)の職務上必要な被服及びこれに準ずる物(以下「貸与品」という。の)」に改める。

第2条中「公営企業管理者」の次に「(以下「管理者」という。)」を加える。

第3条中「被服」を「貸与品」に改める。

第4条第1項中「被服の種類、制式被服着用者」を「貸与品を貸与される職員(以下「被貸与者」という。)の範囲、貸与品名」に改め、「着用期間は」の次に「、」を加え、「よる」を「定めるとおりとする」に改める。

第6条中「貸与期間中被服貸与者」を「被貸与者」に改め、「転職」を削り、「死亡したときは、次の各号に

掲げる場合を除き貸与品は」を「配置転換等により貸与を受ける資格を失ったときは、」に改め、「直ちに」の次に「貸与品を」を加え、同条ただし書中「天災地変その他さける事のできない理由により返還できなくなった時は」を「次の各号の一に該当するときは、」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 天災、地変その他不可抗力により返納できなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他特に管理者が認めたとき。

第8条中「被服」を「貸与品」に、「給与」を「支給」に改める。

第11条中「被服」を「貸与品」に改め、同条第1号中「き損」を「損傷」に改める。

第12条中「つど」を「都度」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

第12条 所属長は、貸与品の着用その他被貸与者が守らなければならない事項について指揮監督の責に任ずるものとする。

別表中

「

被服を貸与する職員の範囲	貸与品名	数量	貸与	着用期間
--------------	------	----	----	------

」を

「

貸与品を貸与される職員の範囲	貸与品名	貸与数量	貸与期間	着用期間
----------------	------	------	------	------

」に改める。

(奈良市企業局職員記章規程の一部改正)

第3条 奈良市企業局職員記章規程(昭和33年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「する職員」の次に「で常時勤務を要する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

(奈良市企業局会計規程の一部改正)

第4条 奈良市企業局会計規程(平成26年奈良市企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「(法第15条に定める企業職員(第98条において単に「企業職員」という。)、非常勤嘱託職員及び臨時職員をいう。)」を削る。

第98条中「全企業職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用された職員、第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び)」を「、退職手当を支給される要件を有する全職員(」に改める。

附則
(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

2 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。
第3条の2中「又は第3項」を「、第3項又は第4項」

に改める。

第4条第2項ただし書中「第178号」の次に「。以下「祝日法」という。」を加える。

第28条中「1日から」の次に「翌年」を加える。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第6号

奈良市企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程

奈良市企業局会計年度任用職員の任用等については、奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和2年奈良市規則第12号)の規定を準用する。この場合において、同規則第2条第1項中「任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)」とあり、同条第4項、第4条及び第7条第2号並びに附則第3項中「任命権者」とあり、並びに第11条及び第12条中「市長」とあるのは「公営企業管理者」と、別記様式中「奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」とあるのは「奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程及び奈良市企業局臨時職員に関する規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 奈良市企業局非常勤嘱託職員に関する規程(平成6年水道局管理規程第4号)

(2) 奈良市企業局臨時職員に関する規程(平成16年水道局管理規程第3号)

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第7号

奈良市企業局職員の臨時的任用に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局職員の臨時的任用に関する規程

奈良市企業局職員の臨時的任用については、職員の臨時的任用に関する規則(令和2年奈良市規則第13号)の規定を準用する。この場合において、同規則中「任命権者」とあり、及び「市長」とあるのは「公営企業管理者」と読み替えるものとする。

附則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第8号

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号。以下「給与条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員(給与条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)の給与の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の基準)

第2条 フルタイム会計年度任用職員(給与条例第19条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)の給料は、別表第1の給料表(以下「給料表」という。)によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる等級別

基準職務表に定めるとおりとする。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い公営企業管理者(以下「管理者」という。)が決定する。

4 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別に定める職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の程度に基づく基準により管理者が決定する。
(管理者が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額450,000円を超えない範囲内において管理者が別に定めるものとする。
(フルタイム会計年度職員の給料の減額)

第4条 フルタイム会計年度任用職員が当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間(正規の勤務時間を超えて勤務する時間を命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた会計年度任用職員に対して、奈良市職員定数条例(昭和28年奈良市条例第1号)第1条に定める職員(以下「常勤職員」という。)の例により指定する時間をいう。以下同じ。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「祝日法による休日」という。)(代休日(管理者が、会計年度任用職員に祝日法による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下この条において「休日」と総称する。))である勤務時間が割り振られた日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合において、常勤職員の例により指定する日をいう。以下この条において同じ。)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は年末年始の休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給料の額を減額して給料を支給する。
(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第5条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年水道局管理規程第5号。以下「給与規程」という。)第13条から第19条の8までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与規程第17条ただし書中「就業規則第24条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。))と

あるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。
(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)
第6条 給与規程第23条及び第24条の規定は、フルタイム

会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第23条第1項	時間外勤務手当は、正規の勤務時間	時間外勤務手当は、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)
第23条	第28条	第10条
第23条第1項第1号及び同条第2項	第25条	第7条
第23条第2項	一般の職員	当該フルタイム会計年度任用職員(以下この条において「職員」という。)
	就業規則第24条第1項の規定によりあらかじめ	あらかじめ
第23条第4項	就業規則第27条第1項	第4条
第24条第2項	就業規則第27条の2第1項	第4条

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)
第7条 給与規程第25条から第27条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与規程第25条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「第28条」とあるのは、「第10条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)
第8条 給与規程第27条の2及び第27条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与規程第27条の2中「第28条」とあるのは、「第10条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数計算)
第9条 第4条に規定する勤務1時間当たりの給料の額並びに第6条の規定により準用する給与規程第23条、第7条の規定により準用する給与規程第25条及び前条の規定により準用する給与規程第27条の2の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料の額の算出)

第10条 第4条並びに第6条の規定により準用する給与規程第23条、第7条の規定により準用する給与規程第25条及び第8条の規定により準用する給与規程第27条の2に規定する勤務1時間当たりの給料の額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた

ものから祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)
第11条 給与規程第29条及び第30条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第12条 給与規程第31条から第31条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期(管理者が任用した者に限る。次項及び第26条において同じ。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の口座振替)
第13条 給与は、フルタイム会計年度任用職員から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(フルタイム会計年度任用職員の補則)
第14条 第2条から前条までに定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の給料)
第15条 月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員(給与条例第20条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)の給料の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号。以下「就業規則」という。)第24条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の給料の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が就業規則第24条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の程度に照らして第2条の規定を適用して得た額とする。

(管理者が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の給料)

第16条 前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の給料については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額にあっては450,000円を、日額にあっては前条第2項の規定を適用して得た額を、時間額にあっては同条第3項の規定を適用して得た額をそれぞれ超えない範囲内において管理者が別に定めるものとする。この場合において、同条第2項及び第3項中「基準月額」とあるのは、「450,000円」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の給料の支給)
第17条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、次の各号に掲げる給料の区分に応じ、当該各号に定める日に支給する。

(1) 日額又は時間額により給料が定められているパートタイム会計年度任用職員 毎月22日に支給するものとし、その日に支給する給料は、その前月の初日から末日までの分とする。

(2) 月額により給料が定められているパートタイム会計年度任用職員 毎月22日に支給するものとし、その日に支給する給料は、その月の初日から末日までの分とする。

2 日額又は時間額により給料が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて給料を支給する。

3 月額により給料が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの給料を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの給料を支給する。

4 前項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第18条 月額により給料が定められているパートタイム会計年度任用職員が当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条第1号に規定する勤務1時間当たりの給料の額を減額して給料を支給する。

2 日額により給料が定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条第2号に規定する勤務1時間当たりの給料の額を減額して給料を支給する。

3 時間額により給料が定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間、有給の休暇による場合その他勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条第3号に規定する勤務1時間当たりの給料の額を減額して給料を支給する。
(パートタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第6条各号に定める支給要件に該当するときは、次の各号に掲げる給料の区分に応じ、当該各号に定める通勤手当を支給する。

(1) 月額による給料 給与規程第3条の2に規定する再任用短時間勤務職員の例による。

(2) 日額及び時間額による給料 別表第3に定める額

2 通勤手当の返納については、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)
第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給料の額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で管

理者が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務手当として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給料の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（管理者が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給料の額に100分の25から100分の50までの範囲内で管理者が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 3 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給料の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50
- 4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給料の額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の

175）から第1項に規定する管理者が別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第21条 祝日法による休日等（管理者が別に定める職員にあっては、管理者が指定する日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給料の額に100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして管理者が指定する日において勤務したパートタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給料の額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の給与の端数計算）

第23条 第18条各項に規定する勤務1時間当たりの給料の額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料の額の算出）

第24条 第18条及び第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの給料の額は、次の各号に掲げる給料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による給料 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた月額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年3月31日までの間における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に常勤職員の1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を常勤職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。
- (2) 日額による報酬 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 当該パートタイム会計年度任用

職員について定められた時間額
（パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第25条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与規程第29条に規定する常勤職員の宿日直手当の額を超えない範囲内において管理者が別に定める額を宿日直手当として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第26条 給与規程第31条から第31条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分未満の者並びに日額及び時間額で給料が定められた者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与規程第31条第3項中「給料（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の月額（日額又は時間額で給料が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して管理者が別に定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（給与の口座振替）

第27条 給与は、パートタイム会計年度任用職員から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

（パートタイム会計年度任用職員の補則）

第28条 第15条から前条に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）及び奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年奈良市規則第17号）に定めるパートタイム会計年度任用職員の例による。

（雑則）

第29条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員

の給与の支給等に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則
（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和2年6月に期末手当を支給する場合において、この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）に会計年度任用職員として任用された者で、施行日の前日まで地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号の規定に基づき任用されていた職員若しくは改正前の法第17条の規定に基づき任用されていた職員（以下この項において「非常勤の職員」という。）又は改正前の法第22条第5項の規定に基づき任用されていた職員（以下この項において「臨時職員」という。）の在職期間を算定するときは、施行日の前日の属する年度において非常勤の職員又は臨時職員として任用されていた期間を、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

（奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正）

- 3 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第37条を第38条とし、第36条の次に次の1条を加える。
（会計年度任用職員の給与）

第37条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、別に定める。

別表第1 (第2条関係)

給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000
2	145,200	195,800	231,600
3	146,400	197,600	233,100
4	147,500	199,400	234,700
5	148,600	200,900	236,100
6	149,700	202,700	237,800
7	150,800	204,500	239,300
8	151,900	206,300	240,900
9	153,000	207,900	242,100
10	154,400	209,700	243,600
11	155,700	211,500	245,200
12	157,000	213,300	246,600
13	158,300	214,700	248,100
14	159,800	216,500	249,600
15	161,300	218,200	250,900
16	162,900	220,000	252,300
17	164,200	221,700	253,800
18	165,700	223,400	255,400
19	167,200	225,000	257,100
20	168,700	226,600	258,900
21	170,100	228,000	260,500
22	172,800	229,700	262,300
23	175,400	231,300	264,000
24	178,000	232,900	265,700
25	180,700	234,000	267,600
26	182,400	235,500	269,500
27	184,000	236,900	271,300
28	185,700	238,200	273,100
29	187,200	239,500	274,800
30	188,900	240,700	276,700
31	190,700	241,700	278,600
32	192,400	242,900	280,300
33	194,000	244,200	281,800
34	195,400	245,300	283,700
35	196,900	246,500	285,500
36	198,400	247,800	287,400
37	199,700	248,700	289,000
38	201,000	250,100	290,700
39	202,200	251,500	292,500
40	203,500	252,900	294,300
41	204,800	254,300	295,800
42	206,100	255,700	297,500
43	207,400	257,100	299,000

44	208,700	258,400	300,600
45	209,800	259,600	302,200
46	211,100	260,900	303,900
47	212,400	262,300	305,500
48	213,700	263,600	307,200
49	214,800	264,700	308,100
50	215,900	265,800	309,600
51	216,900	267,100	311,100
52	218,000	268,400	312,700
53	219,100	269,400	314,300
54	220,100	270,500	315,900
55	221,000	271,800	317,500
56	222,000	273,100	319,000
57	222,400	274,000	320,500
58	223,300	275,000	321,700
59	224,100	275,900	322,900
60	224,900	277,000	324,100
61	225,600	278,100	324,800
62	226,600	279,100	325,700
63	227,400	280,000	326,500
64	228,300	281,000	327,300
65	229,000	281,500	328,200
66	229,800	282,400	328,600
67	230,700	283,100	329,300
68	231,700	284,000	330,100
69	232,400	285,000	330,900
70	233,100	285,800	331,600
71	233,700	286,600	332,300
72	234,500	287,400	333,000
73	235,300	288,200	333,500
74	236,000	288,700	334,100
75	236,700	289,100	334,600
76	237,300	289,600	335,200
77	238,000	289,800	335,500
78	238,800	290,100	336,000
79	239,600	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000

93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

別表第2 (第2条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	一定の知識、技術、経験等を要する職務
2 級	やや高度な知識、技術、経験等を要する職務
3 級	相当高度な知識、技術、経験等を要する職務

別表第3 (第19条関係)

区分	通勤距離 (片道)	日額
交通機関利用	—	2,600円を超えない範囲内において、現実に要する往復の運賃等の額に相当する額

自動車利用	5キロメートル未満	280円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	380円
	10キロメートル以上	470円
自転車、原動機付自転車及び自動二輪車利用	5キロメートル未満	130円
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	230円
	10キロメートル以上	330円

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第9号

奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員をいう。
(1週間の勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、公営企業管理者(以下「管理者」という。)が定める。
(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、

パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

3 前項の割振りの基準等については、奈良市職員定数条例（昭和28年奈良市条例第1号）第1条に定める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。
（週休日の振替等）

第6条 管理者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第4条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として常勤職員の例により指定する勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。
（休憩時間）

第7条 会計年度任用職員の休憩時間については、常勤職員の例による。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第36条の規定により協定したとき又は労基法第33条の規定により労働基準監督署に所定の手続をしたときは、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時

間において会計年度任用職員に勤務することを命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 奈良市企業局職員就業規則（昭和33年水道局管理規程第6号。以下「就業規則」という。）第26条の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。
（時間外勤務代休時間）

第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた会計年度任用職員には、常勤職員の例により、時間外勤務代休時間を指定することができる。
（休日）

第11条 就業規則第29条の2第1項の規定は、会計年度任用職員について準用する。
（休日の代休日）

第12条 管理者は、会計年度任用職員に祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）又は年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。）（以下「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第10条の規定により時間外勤務代休時間が指定された日及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。
（休暇の種類）

第13条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。
（年次休暇）

第14条 会計年度任用職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 月額により給料が定められている会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）一の会計年度ごとの休暇とし、その日数は、所定の勤務日数及び企業局の会計年度任用職員の職に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）に応じて、一の会計年度において別表第1のとおりとする。ただし、一

の会計年度において引き続き在職する期間（以下「在職する期間」という。）が12月に満たない会計年度任用職員（前会計年度の末日まで企業局の会計年度任用職員として任用されていた者を除く。）については、所定の勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第2のとおりとする。

(2) 任期の満了により退職した後に同一会計年度内において更に任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）

当該任用又は更新よりも前の同一会計年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号の規定を適用して得られる日数（当該会計年度において前号の規定により取得した年次休暇があるときは、当該取得した日数分を控除した後の日数）とする。

(3) 日額又は時間額により給料が定められている会計年度任用職員（その任用の日から起算して6週間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した会計年度任用職員に限る。） 労基法第39条の規定の例による。

2 管理者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

3 年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、当該年次休暇を付与した日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日（職員自ら年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を減じた日数）について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。
（年次休暇の繰越し）

第15条 年次休暇（この条の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

（年次休暇の単位）

第16条 年次休暇の単位は、1日、半日又は1時間（第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた勤務時間が、1日につき7時間45分に満たないパートタイム会計年度任用職員にあっては、1日又は1時間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員の年次休暇の単位は、1時間とする。

3 1時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。

（病気休暇）

第17条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における有給の休暇とする。

2 病気休暇の期間は、医師の証明等に基づいて療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、その期間は、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、当該各号に定める期間を限度とする。

(1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）第2条の2に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病 治癒するまでの期間。ただし、任用期間の満了日を超えるときは、当該満了日までの期間

(2) その他の負傷又は疾病 一の会計年度において10日の範囲内の期間

3 病気休暇の期間には、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

4 第16条の規定は、病気休暇の単位について準用する。
（特別休暇）

第18条 会計年度任用職員に別表第3事由の欄に掲げる事由がある場合には、同表期間の欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 前項の休暇のうち、別表第3第9号に掲げるものにあつては、7月1日に在職する会計年度任用職員で、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限るものとする。

3 会計年度任用職員に別表第4事由の欄に掲げる事由がある場合には、同表期間の欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
（介護休暇）

第19条 就業規則第39条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、企業局に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、就業規則第39条の2第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

3 第16条の規定は、介護休暇の単位について準用する。

4 第1項の規定により準用する就業規則第39条の2第1

項に規定する管理者が指定する者その他介護休暇に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(介護時間)

第20条 就業規則第39条の3第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、企業局に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、就業規則第39条の3第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。
3 介護時間の単位その他介護時間の使用に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認、請求等)

第21条 年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認及び請求等の手続については、常勤職員の例による。

(管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第22条 第13条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認める会計年度任用別表第1（第14条関係）

用職員の休暇等については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、管理者が別に定める。

(補則)

第23条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則
(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的に任用された職員又は法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員（以下「臨時又は非常勤職員」と総称する。）として任用されていた職員が、引き続き施行日に企業局の会計年度任用職員として任用された場合において、当該臨時又は非常勤職員の任期中に付与された年次有給休暇の残日数があるときは、当該年次有給休暇の残日数を当該会計年度任用職員の任期に繰り越すことができる。

3 施行の前日に臨時又は非常勤職員として任用されていた職員が、引き続き施行日に企業局の会計年度任用職員として任用された場合において任用の初年度に付与される年次有給休暇の日数は、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数又は1年間の勤務日数及び当該職員が臨時又は非常勤職員として任用された日の属する年度を任用

在職期間	年次休暇の日数					
	1週間の勤務日が5日以上 の者及び1年間の勤務日 が217日以上 の者	1週間の勤務日が4日 の者及び1年間の勤務日 が169日 から216日 までの者	1週間の勤務日が3日 の者及び1年間の勤務日 が121日 から168日 までの者	1週間の勤務日が2日 の者及び1年間の勤務日 が73日 から120日 までの者	1週間の勤務日が1日 の者及び1年間の勤務日 が48日 から72日 までの者	1週間の勤務日が0日 の者
初年度	10日	7日	5日	3日	1日	
第2年度	11日	8日	6日	4日	2日	
第3年度	12日	9日	6日	4日	2日	
第4年度	14日	10日	8日	5日	2日	
第5年度	16日	12日	9日	6日	3日	
第6年度	18日	13日	10日	6日	3日	
第7年度以降	20日	15日	11日	7日	3日	

備考
1 「1週間の勤務日が5日以上
の者及び1年間の勤務日
が217日以上
の者」には、1週間の勤務日
の日数にかかわらず、1週間の
勤務時間が29時間以上
である者を含む。別表第2
において同じ。

別表第2（第14条関係）

在職する期間	年次休暇の日数					
	1週間の勤務日が5日以上 の者及び1年間の勤務日 が217日以上 の者	1週間の勤務日が4日 の者及び1年間の勤務日 が169日 から216日 までの者	1週間の勤務日が3日 の者及び1年間の勤務日 が121日 から168日 までの者	1週間の勤務日が2日 の者及び1年間の勤務日 が73日 から120日 までの者	1週間の勤務日が1日 の者及び1年間の勤務日 が48日 から72日 までの者	1週間の勤務日が0日 の者
11月	10日	7日	5日	3日	1日	
10月	10日	7日	5日	3日	1日	
9月	10日	7日	5日	3日	1日	
8月	10日	7日	5日	3日	1日	
7月	10日	7日	5日	3日	1日	
6月	6日	4日	2日	1日	0日	
5月	5日	3日	2日	1日	0日	
4月	4日	2日	1日	0日	0日	
3月	3日	2日	1日	0日	0日	
2月	2日	1日	0日	0日	0日	
1月	1日	0日	0日	0日	0日	

別表第3（第18条関係）

事由	期間
1 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
2 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
3 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
4 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
5 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
6 会計年度任用職員の親族（この表の付表1の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
7 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	管理者が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
8 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間

9 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内において所定勤務日数に応じこの表の付表2の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間
10 前各号のほか、管理者が必要と認める場合	管理者が定める期間

備考

- 1 この表に定める期間には、週休日、第10条の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含むものとする。ただし、月額により給料が定められている会計年度任用職員については、第6号の休暇にあっては、この限りでない。

別表第3の付表1

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日

別表第3の付表2

所定勤務日数	1週間の勤務日が4日以上 の者及び1年間の勤務日が169 日以上 の者	1週間の勤務日が3日の者及 び1年間の勤務日が121日か ら168日までの者	1週間の勤務日が1日又は2 日の者及び1年間の勤務日が 48日から120日までの者
日数	3日	2日	1日

別表第4（第18条関係）

事由	期間
1 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に 出産する予定である会計年度任用職員が申し出た場 合	出産の日までの申し出た期間
2 会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産 後6週間を経過し就業を申し出た場合において医師が支 障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
3 妊娠中又は出産後1年以内の会計年度任用職員が母 子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する 保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける 場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週 までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間 に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の指示 があった場合には、いずれの期間についてもその指示さ れた回数）とし、それぞれ必要と認められる期間
4 会計年度任用職員が生理日に勤務することが著しく 困難な場合又は生理に有害な職務に従事する場合	必要と認められる期間

5 生後2年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、 その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う 場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用 職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の 親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817 条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について 家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件 が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子 を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託 されている養子縁組里親である者若しくは養育里親であ る者（同条第4項に規定する者の意に反するため、同項 の規定により、養子縁組里親として委託することができ ない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこ の号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇 （これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法 第67条の規定により同日における育児時間を請求した場 合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係 る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
6 妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機 関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があ ると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ て1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる 期間
7 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を 含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年 度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病 にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために 必要なものとしてその子の世話を行うことをいう。） のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の会計年度において5日（その養育する中学校就学の 始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計 年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、 管理者の定める時間）の範囲内の期間
8 要介護者の介護その他の世話を行う会計年度任用職 員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であ ると認められる場合	一の会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合 にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が 同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務 時間を考慮し、管理者の定める時間）の範囲内の期間
9 母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基 づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得な いと認められる場合	必要と認められる期間
10 前各号のほか、管理者が必要と認める場合	管理者が定める期間

備考

- 1 この表に定める期間には、週休日、第10条の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含むものとする。
2 この表において「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんをいう。

の初年度とみなして施行日の前日までの期間を通算した
場合における年次有給休暇の日数とする。

（令和2年3月31日揭示済）

奈良市企業局管理規程第10号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のよう
に定める。

令和2年3月31日

「水道計画課 配水計画係 管路保全係 技術監理係
給排水課 給水装置係 給排水設備係
水道工務課 設計係 工務第一係 工務第二係 工務第三係
下水道事業課 下水道総務係 下水道計画係 下水道管理係 下水道整備係
送配水管理センター 管理総務係 管理第一係 管理第二係 施設係
水質管理室
広域官民連携室 広域官民連携係 東部第一係 東部第二係

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程
奈良市企業局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程
第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「経営企画課 経営係 企画係 総務係
人事法制係」を
「経営企画課 経営係 総務係 人事法制係
共同事務推進室」に、

「水道計画課 水道総務係 配水計画係 保全係 技術監理係
給排水課 給排水総務係 給水審査係 排水審査係 給排水検査係
水道工務課 契約調整係 設計係 工務第一係 工務第二係 工務第三係
下水道事業課 下水道総務係 事業計画係 管理係 整備係
送配水管理センター 管理総務係 管理第一係 管理第二係 I o T・官
民推進係 施設係
水質管理室

に

」

改める。

第3条企画係の部分の削り、同条総務係の部分中第1号から第7号までを削り、第8号を第1号とし、第9号から第14号までを7号ずつ繰り上げ、第15号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 公用車の保険に関する事。

第3条総務係の部分中第16号を第10号とし、第17号を第11号とし、第18号を第12号とし、同部分の第19号中「電子」を削り、同号を同部分の第13号とし、同部分中第20号から第24号までを6号ずつ繰り上げる。

第3条中人事法制係の部分に次の1号を加える。

(12) 会計年度任用職員の雇用に関する事。

第3条に次の1項を加える。

2 共同事務推進室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 広域連携事業の総合調整に関する事。
- (2) 奈良県内地域及び近隣地域の共同事務及び広域連携事業の推進に関する事。
- (3) 共同事務及び広域連携事業の推進に係る関係部署との連絡調整に関する事。
- (4) 官民連携事業の企画及び調整に関する事。
- (5) 北和都市水道事業協議会及び県水受水協議会に関する事。
- (6) 奈良県都市水道事業協議会事務に関する事。
- (7) 国際協力機構(JICA)との総合調整に関する事。
- (8) 防災計画及び災害対策計画に関する事。
- (9) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者の登録等に関する事。
- (10) 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者の登録等に関する事。
- (11) 市秘書広報課との調整に関する事。
- (12) 広報及び広聴に関する事。
- (13) 報道機関その他関係機関への資料提供及び連絡調整に関する事。
- (14) 水道法(昭和32年法律第177号)に定める情報提供に関する事。
- (15) 広報紙の発行に関する事。
- (16) 水道週間行事に関する事。
- (17) 局ホームページの運用に関する事。
- (18) 日本水道協会事務に関する事。
- (19) 日本下水道協会事務に関する事。

第4条経理係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、同部分の第5号中「収入及び」を削り、同号を同部分の第4号とし、同部分中第6号から第12号までを1号ずつ

繰り上げ、同部分の第13号中「の加入及び請求」を削り、同号を同部分の第12号とし、同条システム開発係の部分の第6号中「及び固定資産管理システム」を「固定資産管理システム及び修繕業務管理システム」に改め、同部分の第7号を削る。

第5条出納係の部分の第4号中「収入及び支出」を「収入書類の審査」に改め、同条料金係の部分の第4号中「データ入力」を削り、同部分中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同部分の第18号中「ハンディターミナルシステム等」を「に係るシステム」に改め、同号を同部分の第16号とし、同部分の第19号及び第20号を削り、同部分の第21号中「債権放棄」を「債権の管理及び放棄」に改め、同号を同部分の第17号とし、同部分の第22号を同部分の第18号とし、同部分の第23号中「下水道使用料」の次に「及び農業集落排水処理施設使用料」を加え、同号を同部分の第19号とし、同部分に次の1号を加える。

(20) 西部出張所、都祁行政センター及び月ヶ瀬行政センターの水道料金等の窓口収納に関する事。

第6条配水計画係の部分の前に次のように加える。

水道総務係

- (1) 水道技術管理者実務研修に関する事。
- (2) 給配水管等修繕工事等の収入の調定及び収納に関する事。
- (3) 部内の連絡調整に関する事。
- (4) 部及び課の庶務に関する事。

第6条管路保全係の部分中「管路保全係」を「保全係」に改め、同条技術監理係の部分中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを削り、同部分に次の1号を加える。

(13) 上下水道施設工事の設計業務に係る積算システムの管理及び改良に関する事。

第7条給水装置係の部分中「給水装置係」を「給水審査係」に改め、同部分の第3号及び第4号を削り、同部分の第5号中「技術者」の次に「の指導及び育成」を加え、同号を同部分の第3号とし、同部分中第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、第10号から第14号までを削り、同部分の前に次のように加える。

給排水総務係

- (1) 水道施設分担金、水道施設加算分担金及び手数料(以下「分担金等」という。)の調定及び統計に関する事。
- (2) 分担金等の収納、減免及び還付に関する事。

(3) 課の庶務に関する事。

第7条給排水設備係の部分中「給排水設備係」を「排水審査係」に改め、同部分の第1号中「(水洗便所を含む。次号及び第3号において同じ。)」を削り、同部分の第3号中「工事店」の次に「の指導及び育成」を加え、同部分の第4号中「技術者」の次に「の指導及び育成」を加え、同部分の第7号中「使用」を「一時使用」に改め、同部分の第8号及び第9号を削り、同部分の次に次のように加える。

給排水検査係

- (1) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事の検査に関する事。
- (2) 貯水槽水道の設置者への指導等に関する事。
- (3) 貯水槽水道の調査及び研究に関する事。
- (4) 給水装置工事の分岐立会に関する事。
- (5) 道路占用許可申請等に関する事。
- (6) 公共下水道等に係る排水設備工事の検査に関する事。

第8条設計係の部分中第3号から第5号までを削り、同部分の前に次のように加える。

契約調整係

- (1) 水道施設布設工事負担金等の収入の調定及び収納に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。

第9条下水道計画係の部分中「下水道計画係」を「事業計画係」に改め、同部分中第1号を削り、同部分の第2号中「等」を「及び農業集落排水事業(以下「下水道事業」という。))」に改め、同号を同部分の第1号とし、同部分の第3号中「公共下水道」を「下水道事業」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分の第4号を同部分の第3号とし、同部分の第5号中「公共下水道等」を「下水道事業」に改め、同号を同部分の第4号とし、同部分の第6号中「公共下水道等」を「下水道事業」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分の第7号中「公共下水道等」を「下水道事業の」に、「公共下水道施設」を「下水道施設及び農業集落排水処理施設」に改め、同号を同部分の第6号とし、同部分の第8号を同部分の第7号とし、同部分の第9号中「公共下水道事業の」を「下水道事業の計画に係る」に改め、同号を同部分の第8号とし、同部分の第10号を同部分の第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設管理台帳の管理及び改善に関する事。

第9条下水道計画係の部分の第11号中「下水道管理係の第6号」を「管理係の第2号、第4号及び第6号並びに整備係の第1号及び第2号」に改める。

第9条下水道管理係の部分中「下水道管理係」を「管理係」に改め、同部分の第1号中「作成及び管理」を「データ更新」に改め、同部分の第2号中「公共下水道等」を「下水道事業」に改め、「(広域官民連携室の所管を除く。))」を削り、同部分の第3号から第5号までの規定中「公共下水道等」を「下水道事業」に改め、同部分に次の1号を加える。

(7) 事業計画係の第1号並びに整備係の第1号及び第

2号の事務に関する事。

第9条下水道整備係の部分中「下水道整備係」を「整備係」に改め、同部分の第1号中「公共下水道等」を「下水道事業の」に改め、同部分の第2号中「公共下水道等」を「下水道事業」に改め、「及び修繕」を削り、同部分の第3号及び第4号中「公共下水道等」を「下水道事業」に改め、同部分の第5号中「公共」を削り、「申請」の次に「及び請求事務等」を加え、同部分に次の1号を加える。

(6) 事業計画係の第1号並びに管理係の第2号、第4号及び第6号の事務に関する事。

第10条第1項管理総務係の部分中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 東部地域(奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)別表第4に定める加算分担金徴収地域をいう。以下同じ。)、都祁地域及び月ヶ瀬地域の断水予告に関する事。

第10条第1項管理第一係の部分の第1号中「受水」の次に「及び調整」を加え、同部分の第9号中「(奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)別表第4に定める加算分担金徴収地域をいう。以下同じ。))」を削り、同条管理第二係の部分の次に次のように加える。

I o T・官民推進係

- (1) I o Tによる監視制御システムの開発及び施行に関する事。
- (2) 広域連携事業の調査、企画及び計画に関する事。
- (3) 国際協力機構(JICA)との事業実施に関する事。
- (4) 官民連携事業の調査、企画及び計画に関する事。
- (5) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事業の推進及び包括委託の実施に関する事。
- (6) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事業で実施する技術研究に関する事。
- (7) 東部地域の配水統制に関する事。
- (8) 東部地域の給水装置、配水管及び配水管付属設備の修繕並びに路面復旧に関する事。
- (9) 東部地域の消火栓の整備工事に関する事。
- (10) 東部地域の修繕工事に従事する委託業者の指導及び監督に関する事。
- (11) 東部地域の濁水、出水不良等の対応に関する事。
- (12) 水道修繕用材料及び器具の管理に関する事。
- (13) 東部地域の水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議に関する事。
- (14) 東部地域の水道事業の部外者工事の立会及び協議並びに調整に関する事。
- (15) 東部地域等水道整備事業の設計図書等の整理及び保管に関する事。
- (16) 東部地域等水道整備事業の事務整理に関する事。
- (17) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の維持管理に関する事。
- (18) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の水利協定及び借地占用の協議等に関する事。

(19) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業に係る関係部署との連絡調整に関すること。

第10条第1項施設係の部分に次の4号を加える。

(5) 東部地域の水道施設整備計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関すること。

(6) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の不用施設撤去計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関すること。

(7) 東部地域の配水管の改良工事の設計及び施行に関すること。

(8) 東部地域の受託工事（給水装置工事及び修繕工事を除く。）及び移設工事の設計及び施行に関すること。

第10条第3項を削る。

附則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市企業局管理規程第11号

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市上下水道事業運営審議会規程の一部改正)

第1条 奈良市上下水道事業運営審議会規程（平成29年奈良市企業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「経営管理課」を「経営企画課」に改める。
(奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程の一部改正)

第2条 奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程（平成27年奈良市企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第3条」に改める。
(奈良市企業局事務専決規程の一部改正)

第3条 奈良市企業局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

「	か	方24	下水道法（昭和33年法律第79号）による許認可等事務用	給排水課	1	を
	き	方24	広域官民連携室の契約及び一般公文書用	送配水管理センター広域官民連携室	1	

「	か	方24	下水道法（昭和33年法律第79号）による許認可等事務用	給排水課	1	」に

改め、同表奈良市企業局の印の項形式の欄中「く」を「き」に改め、同表奈良市企業局企業出納員の印の項形

第3条経営部長の部分に次の1号を加える。

(3) 日額又は時間額により給料が支給される会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の任用

第4条第1項経営企画課長の部分に次の1号を加える。

(5) 日額又は時間額により給料が支給される会計年度任用職員であつて、任用期間が1月を超えないものの任用

第4条第1項送配水管理センター所長の部分に次の1号を加える。

(5) 工事施行に伴う断水

第4条第2項を削る。
(奈良市企業局局議規程の一部改正)

第4条 奈良市企業局局議規程（昭和61年奈良市水道局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、事業部長」を「、事業部長、経営部次長」に改める。

(奈良市企業局指定給水装置工事業業者審査委員会規程の一部改正)

第5条 奈良市企業局指定給水装置工事業業者審査委員会規程（平成10年奈良市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「、事業部次長」を「、経営部次長、事業部次長、経営部参事、事業部参事」に改める。
(奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程の一部改正)

第6条 奈良市企業局開発行為等給水審査委員会規程（平成3年奈良市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 事業部参事
(奈良市企業局公印規程の一部改正)

第7条 奈良市企業局公印規程（昭和55年奈良市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

式の欄中「け」を「く」に改め、同表中

「

お	か	き	く
奈良市公 営企業管 理者之印 浄水場用	奈良市公 営企業管 理者之印 下水道管理用	奈良市公 営企業管 理者之印 東部上下水道管理用	奈良市 企業局 之印

け

奈良市企 業局企業 出納員之印

を

」

「

お	か	き	く
奈良市公 営企業管 理者之印 浄水場用	奈良市公 営企業管 理者之印 下水道管理用	奈良市 企業局 之印	奈良市企 業局企業 出納員之印

に改める。

」

(奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部改正)

第8条 奈良市企業局情報化推進に関する規程（平成24年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「、事業部次長、経営企画課長、企業財務課長、企業出納課長」を「、経営部次長、事業部次長、経営企画課長、企業財務課長」に改める。
(奈良市企業局会計規程の一部改正)

第9条 奈良市企業局会計規程（平成26年奈良市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

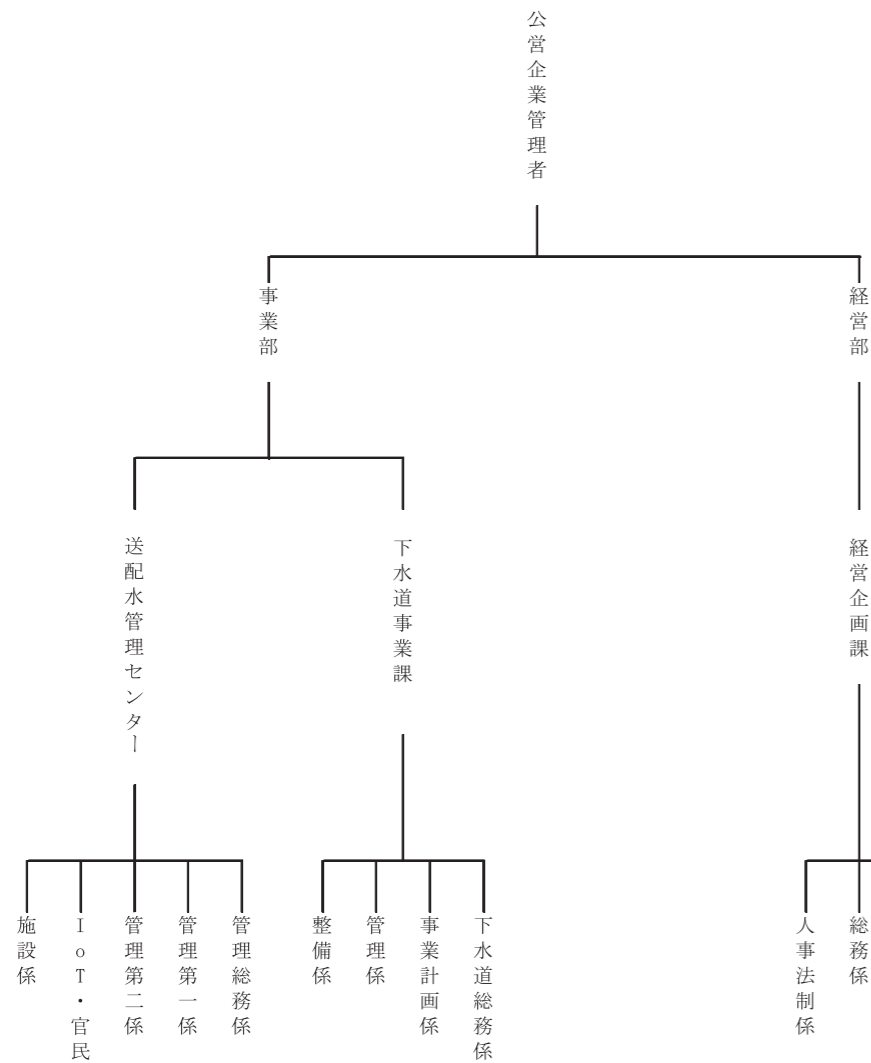
第8条第2項第3号を削り、同項第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。
(奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第10条 奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程（昭和40年奈良市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

奈良市企業局自家用電気工作物設置組織図



奈良市企業局自家用電気工作物施設名

- 木津浄水場
- 市坂中継ポンプ所
- 大洲浄水場
- 緑ヶ丘浄水場
- 宝来ポンプ所
- 黒谷ダム管理所
- 須川ポンプ所
- 鳥見ポンプ所
- 緑ヶ丘排水処理所
- 登美ヶ丘ポンプ所
- 高樋ポンプ所
- 興隆寺ポンプ所
- 中畑第1ポンプ所
- 中畑第2ポンプ所
- 南椿尾ポンプ所
- 東市川ポンプ所
- 大慈仙ポンプ所
- 香掛ポンプ所
- 長谷山ポンプ所
- 帝塚山ポンプ所
- 鶴舞山ポンプ所
- 布目取水場
- 桃野配水池
- 布目取水場(都祁)
- 導水中継ポンプ所
- 原水分配池
- 都祁浄水場
- 北部浄水場
- 馬場中継ポンプ所
- 針ヶ別所中継ポンプ所
- 青山清水園
- 平城浄化センター
- 佐保台浄化センター
- 中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場
- 朱雀汚水中継ポンプ場
- 奈良北汚水中継ポンプ場
- 田原地区浄化センター
- 東部第1地区浄化センター
- 東部第2地区浄化センター
- 奈良市企業局庁舎

別表第2 (第3条関係)

業務分掌及び職務権限

施設	木津浄水場	市坂中継ポンプ所	大洲ポンプ所	緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。)	宝来ポンプ所	黒谷ポンプ所	須川ダム管理所	鳥見ポンプ所	緑ヶ丘排水処理所
業務内容	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長
① 施設の運営管理	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第二係	管理第一係	管理第一係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係

施設	登美ヶ丘ポンプ所	高樋ポンプ所	興隆寺ポンプ所	中畑第1ポンプ所	中畑第2ポンプ所	南椿尾ポンプ所	東市川ポンプ所	中ノ川ポンプ所	大慈仙ポンプ所
業務内容	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長	送配水管理センター所長
① 施設の運営管理	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第二係	管理第一係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係

施設	杵掛ポンプ所	長谷ポンプ所	帝塚山ポンプ所	鶴舞ポンプ所	布目取水場	桃香野配水池	布目取水場(都祁)	導水中継ポンプ所	原水分配池
業務内容	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者
① 施設の運営管理	管理第二係	管理第二係	管理第一係	管理第一係	管理第二係	IoT・官民推進係	IoT・官民推進係	IoT・官民推進係	IoT・官民推進係
② 電気設備の保全、指導監督									
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)									
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収	施設係	施設係	施設係	施設係	施設係				

施設	都祁浄水場	北部浄水場	馬場中継ポンプ場	針ヶ別所中継所
業務内容	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者	送配水管理センター所長 主任技術者
① 施設の運営管理	IoT・官民推進係	IoT・官民推進係	IoT・官民推進係	IoT・官民推進係
② 電気設備の保全、指導監督				
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)				
② 運転操作基準の設定				
③ 保全計画、総括調査				
④ 定期点検、測定記録				
⑤ 保全基準の設定				
⑥ 事故				
⑦ 備品、予備品の管理				
⑧ 従業員の教育訓練				
⑨ 非常災害対策				
⑩ 工事計画				
⑪ 設計施行検収				

施設	青山清水園	平城浄化センター	佐保台浄化センター	中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場	朱雀汚水中継ポンプ場	奈良北汚水中継ポンプ場	田原地区浄化センター	東部第1地区浄化センター	東部第2地区浄化センター
業務内容	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長	下水道事業課長
① 施設の運営管理	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係	管理係
② 電気設備の保全、指導監督									
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)									
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査									
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定									
⑥ 事故									
⑦ 備品、予備品の管理									
⑧ 従業員の教育訓練									
⑨ 非常災害対策									
⑩ 工事計画									
⑪ 設計施行検収									

施設	奈良市企業局庁舎
業務内容	経営企画課長 主任技術者
① 施設の運営管理	総務係
② 電気設備の保全、指導監督	
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	
② 運転操作基準の設定	
③ 保全計画、総括調査	
④ 定期点検、測定記録	
⑤ 保全基準の設定	
⑥ 事故	
⑦ 備品、予備品の管理	
⑧ 従業員の教育訓練	
⑨ 非常災害対策	
⑩ 工事計画	
⑪ 設計施行検収	

(奈良市企業局工事検査規程の一部改正)
 第11条 奈良市企業局工事検査規程(昭和62年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。
 第4条第4号中「企業技術監理課長」を「水道計画課長」に改める。
 (奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)
 第12条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のよう

に改正する。
 別表第2中

5級	1 課長補佐、所長補佐、室長補佐又は主査の職務 2 水質管理室長の職務
6級	1 課長又は主幹の職務 2 広域官民連携室長の職務
7級	1 相当の経験を有する課長又は主幹の職務 2 送水管理センター所長の職務

を

5級	1 課長補佐、所長補佐、室長補佐又は主査の職務
6級	1 課長、主幹又は室長の職務
7級	1 相当の経験を有する課長、所長又は主幹の職務

に改める。
 (奈良市水道水利使用管理規程の一部改正)
 第13条 奈良市水道水利使用管理規程(平成6年奈良市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。
 第7条第2号中「浄水課長」を「送配水管理センター所長」に改める。
 附 則
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
 (令和2年3月31日揭示済)

奈良市企業局告示第11号

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
 令和2年3月31日
 奈良市公営企業管理者
 池田 修
 奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示
 奈良市企業局入札参加者等審査会要綱(昭和61年水道局告示第9号)の一部を次のように改正する。
 第3条第1項中「7人」を削り、同条第5項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
 (3) 経営部次長
 第3条第5項に次の2号を加える。
 (5) 経営部参事
 (6) 事業部参事
 附 則
 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
 (令和2年3月31日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全 職 員
 奈良市学生消防団活動認証制度実施要綱を次のように定める。
 令和2年3月31日
 奈良市消防局長 西岡 光治
 奈良市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)
 第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大な貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生(以下「大学生等」という。)について、本市がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。
 (対象者)
 第2条 本制度による認証(第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。)の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する大学生等であって、在学中に本市の消防団員として1年以上継続的に消防団活動を行った者(以下「認証対象団員」という。)とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
 (1) 市内の大学、大学院若しくは専門学校(以下「大学等」という。)に通学する大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者
 (2) 市内在住の大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者
 2 前項の活動期間の算定にあつては、過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。
 (申請)
 第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、消防団長に認証推薦依頼書(別記第1号様式)を提出するものとする。
 2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員に顕著な実績があると認め、本制度による認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦する場合は、市長に認証推薦書(別記第2号様式)を提出するものとする。
 3 市長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象団員の実績が顕著であったことを確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。
 (審査)
 第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出された場合、当該認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたかどうかについて審査を行い、当該認証対象団員の功績の認証(以下「認証」という。)の可否を決定するものとする。
 (認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果、認証することを決定したときは学生消防団活動認証決定通知書(別記第3号様式)により、認証しないことを決定したときは学生消防団活動審査決定通知書(別記第4号様式)により第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に通知するものとする。
 2 市長は、前条第1項の審査により認証しないことを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書を交付するものとする。
 (認証状等の交付)
 第6条 市長は、第4条の規定による審査の結果認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、奈良市学生消防団活動認証状(別記第5号様式)(以下「認証状」という。)を交付するものとする。
 2 市長は、被認証者の申請により、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、奈良市学生消防団活動認証証明書(別記第6号様式)(以下「認証証明書」という。)を交付するものとする。
 (認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。
 (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
 (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
 (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
 (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合
 2 認証を取り消された者は、既に交付を受けた認証状及び認証証明書を直ちに市に返却しなければならない。
 (本制度の周知)
 第8条 市は、本制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。
 2 市は、本制度について、市内の企業に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。
 附 則
 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記 第1号様式(第3条関係)

認 証 推 薦 依 頼 書

(宛先) 奈良市 市長

私 は、在 学 中、真 摯 かつ 継 続 的 に 消 防 団 活 動 を 行 っ た、地 域 社 会 に 貢 献 し て き ま し た。こ の 実 績 を 今 後 の 職 業 に 活 か し た い と 考 え て お り ま す の で、下 記 の と お お り、奈 良 市 学 生 消 防 団 活 動 認 証 制 度 に よ り 推 薦 を し て く だ さ る よ う に お 願 い し ま す。

1 候補者
 氏 名 _____ 印
 住 所 _____
 生 年 月 日 _____
 大 学 _____ 大 学 ・ 大 学 院 ・ 専 門 学 校
 _____ 学 部 _____ 学 科 _____
 _____ 年 生 ・ _____ 年 卒 業

2 所属分団 _____ 分 団

3 活動期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 主な活動実績 _____

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

学生消防団活動認証決定通知書

奈良市消防団長

様

奈良市長

印

(宛先) 奈良市長
奈良市消防団長
氏名
印

私は、次の者について、真摯かつ継続的に消防団活動を行ない、地域社会に貢献し、顕著な実績を収めたことを高く評価し、奈良市学生消防団活動認証制度による認証を受けるに値する者として推薦しますので、認証していただきますようお願いいたします。

年 月 日付で、貴職から奈良市学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、認証することを決定したので通知します。

記

記

1 候補者

氏名 _____

住所 _____

生年月日 _____年 _____月 _____日

大学 _____大学・大学院・専門学校

学部 _____学科

年生・ _____年卒業

2 所属分団 _____分団

3 活動期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

4 主な活動実績及び推薦理由

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

認証推薦書

(宛先) 奈良市長

奈良市消防団長

氏名

印

私は、次の者について、真摯かつ継続的に消防団活動を行ない、地域社会に貢献し、顕著な実績を収めたことを高く評価し、奈良市学生消防団活動認証制度による認証を受けるに値する者として推薦しますので、認証していただきますようお願いいたします。

記

1 候補者

氏名 _____

住所 _____

生年月日 _____年 _____月 _____日

大学 _____大学・大学院・専門学校

学部 _____学科

年生・ _____年卒業

2 所属分団 _____分団

3 活動期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

4 主な活動実績及び推薦理由

第5号様式(第6条関係)

年 月 日

学生消防団活動審査決定通知書

奈良市消防団長

様

奈良市長

印

年 月 日付で、貴職から奈良市学生消防団活動認証制度による推薦があった者について、審査の結果、認証しないことを決定したので通知します。

記

1 対象者

氏名 _____

住所 _____

生年月日 _____年 _____月 _____日

2 認証しないこととした理由

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

奈良市学生消防団活動認証状

様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大な貢献をしたので、その功績を認証いたします。

(活動内容)

年 月 日

奈良市長

印

<p>奈良市学生消防団活動認証証明書</p> <p>様</p> <p>下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大な貢献をしたことにより、奈良市学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。</p>	<p>年 月 日</p> <p>奈良市長</p> <p>印</p>
(氏名)	
(生年月日)	
(活動内容)	

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第2号

全職員

奈良市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市消防局長 西岡光治

奈良市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日付閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、奈良市消防局(以下「消防局」という。)の武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に係る基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊標章等の交付対象者)

第2条 消防局長は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。以下同じ。)において、国民保護法第16条の規定に基づき、消防局長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に掲げ

る者(以下「対象者」という。)に対し、特殊標章等(国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章(別表に掲げる腕章、帽章、旗及び車両章をいう。)及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付を行うものとする。

- (1) 消防局の職員(奈良市職員定数条例(昭和28年奈良市条例第1号)第2条第9号に規定する消防職員をいう。)で、国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者(特殊標章等の交付)

第3条 消防局長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記第1号様式。以下この条において「交付台帳」という。)に登録の上、特殊標章等を作成して交付するものとする。

2 前条第2号に掲げる者は、特殊標章等の交付を受けようとするときは、特殊標章等に係る交付申請書(別記第2号様式)を消防局長に提出しなければならない。この場合において、消防局長は、その内容を適正と認めるときは、交付台帳に登録の上、特殊標章等を作成して交付するものとする。

(腕章及び帽章の交付)

第4条 消防局長は、第2条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案して必要と認めるときは、平時において、別表に掲げる腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 消防局長は、第2条第1号に掲げる者(前項の規定により腕章等を交付された者を除く。)及び同条第2号に

掲げる者に対し、武力攻撃事態等が発生した場合に、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第5条 消防局長は、前条の規定に基づき腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所、車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため場所等ごとに別表に掲げる旗及び車両章(以下「旗等」という。)を併せて交付するものとする。

(訓練等における腕章等の使用)

第6条 消防局長は、平時において、国民保護措置についての訓練又は啓発を実施する場合に、第2条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 消防局長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与することができる。

(特殊標章の交付の特例)

第7条 消防局長は、人命救助等のために特に緊急を要し、第3条第2項の規定による対象者からの申請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、特殊標章等(特殊標章に限る。)を交付することができる。

2 前項の場合において、消防局長が必要と認めるときは、特殊標章の交付を受けた者に対し、当該特殊標章の返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第8条 消防局長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、特殊標章再交付申請書(別記第3号様式)により、速やかに消防局長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により特殊標章の再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付等)

第9条 消防局長は、第4条の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書(別記第4号様式。以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 消防局長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第10条 前条の規定により身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、身分証明書再交付・記載事項変更申請書(別記第5号様式)により速やかに消防局長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に変更があった場合も、また同様とする。

2 前項の規定により身分証明書の再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(身分証明書の有効期間等)

第11条 第4条第1項の規定により腕章等の交付を受けた者に係る身分証明書の有効期間は、交付を受けた者がその身分を失った時までとする。

2 第4条第2項の規定により腕章等の交付を受けた者に係る身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容を考慮して消防局長が必要と認める期間とする。

3 前項の場合において、身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書の有効期間が満了したときは、当該身分証明書の更新を受けることができる。この場合においては、第4条の規定を準用する。

(特殊標章等の保管)

第12条 消防局長は、特殊標章等に係る交付申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(特殊標章等の返納)

第13条 消防局長から特殊標章等の交付を受けた者は、対象者でなくなったとき又は消防局長から求めがあったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第14条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていない限り、(周知)

第15条 消防局長は、特殊標章等を交付する者に対し、特殊標章等を交付する時その他適切な機会において、特殊標章等の意義、その使用及び管理等についてあらかじめ周知を図るものとする。

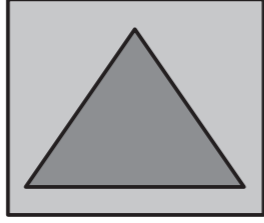
(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防局長が別に定める。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下隅に付する。 (例：奈良消防 1)
帽章	帽子 (ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		

別記

第1号様式 (第3条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書番号	氏名 (漢字・ローマ字)	住所	生年月日	身長	眼の色	髪の色	血液型	資格	その他の特徴 又は情報	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	標章の 使用	返納日	備考

第2号様式 (第3条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

(宛先) 奈良市消防局長

私は、奈良市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱第3条第2項の規定に基づき、特殊標章等の交付を次のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____	生年月日(西暦) _____年__月__日
(ローマ字) _____	
申請者の連絡先 _____	
住所：〒 _____	
電話番号： _____	
E-mail： _____	

写真
縦4×横3cm
(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)
身長： _____cm 眼の色： _____
頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh因子)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の枚数(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)
資格： _____
証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____
有効期間の満了日： _____
返納日： _____

第3号様式 (第8条関係)

特殊標章再交付申請書

_____年__月__日

(宛先) 奈良市消防局長

申請者 _____ (電話番号) _____
住所 _____
氏名 _____ 印 _____

奈良市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり特殊標章の再交付を申請します。

- 再交付を受けたい特殊標章の種類、数量及び登録番号
- 紛失(破損等)年月日
- 紛失の状況(破損等の理由)
- その他必要な事項

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄
---------	---------

備考 ※印の欄は記入しないこと。

裏面

第4号様式(第9条関係)

表面

奈良市消防局長
身分証明書
IDENTITY CARD
国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name.....
生年月日/Date of birth.....

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as

交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....
許可権者の署名/Signature of issuing authority.....
有効期間の満了日/Date of expiry.....

身長/Height..... 頭髪の色/Hair.....
眼の色/Eyes.....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information
血液型/Blood type.....

所持者の写真
/PHOTO OF HOLDER

印章/Stamp 所持者の署名/Signature of holder

第5号様式(第10条関係)

身分証明書再交付・記載事項変更申請書

(宛先) 奈良市消防局長
申請者
住所 (電話番号)
氏名 印

奈良市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり身分証明書の再交付(記載事項の変更)を申請します。

1 再交付を受けたい(記載事項の変更に係る)身分証明書番号
2 紛失(破損等)年月日又は記載事項変更年月日
3 紛失の状況又は記載事項変更の内容(破損等の理由又は記載事項の変更前・変更後)
4 その他必要な事項

※ 受付欄 ※ 経過欄

備考 ※ 印の欄は記入しないこと。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令第3号

全職員

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市消防局長 西岡 光治

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防署の組織に関する規程(昭和58年奈良市消防長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の」の次に「係及び」を加え、「第一消防小隊」を

「庶務係」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の係及び小隊の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務係

- (1) 火災予防の対策及び広報に関すること。
- (2) 査察に関すること。
- (3) 防火対象物の設備及び防火管理者の指導に関すること。
- (4) 消防用設備等の設置の指導及び点検結果報告に関すること。
- (5) 予防統計に関すること。

- (6) 火災その他の災害の調査に関すること。
- (7) 火災原因及び損害の調査に関すること。
- (8) 署の事務の企画調整に関すること。
- (9) 公務による交通事故の処理に関すること。
- (10) 署の庶務に関すること。
- (11) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関すること。

第一消防小隊

第二消防小隊

第三消防小隊

- (1) 警防計画及び訓練に関すること。
- (2) 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。
- (3) 消防地水利の開発、調査及び保全に関すること。
- (4) 消防の機械器具の整備及び保全に関すること。
- (5) 査察及びその他の防火指導に関すること。
- (6) 所轄に係る消防団の連絡及び協力等に関すること。
- (7) 自衛消防隊の訓練の指導に関すること。
- (8) 消防相談に関すること。
- (9) 火災その他の災害の調査に関すること。
- (10) 職員の非常招集に関すること。
- (11) 署所の軽微な庁中管理に関すること。
- (12) 公務による交通事故の物損処理に関すること。
- (13) 火災原因及び損害の調査に関すること。
- (14) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関すること。

第一救急小隊

第二救急小隊

第三救急小隊

- (1) 救急の機械器具の整備及び保全に関すること。
- (2) 救急対策及び救急処置に関すること。
- (3) 救急の報告に関すること。
- (4) 救急統計に関すること。
- (5) 公務による交通事故の物損処理に関すること。
- (6) 火災その他の災害の調査に関すること。

第一救助小隊

第二救助小隊

第三救助小隊

- (1) 災害現場の安全管理に関すること。
- (2) 救助訓練に関すること。
- (3) 人命の救助及び防火に関すること。
- (4) 救助の機械器具の整備保全に関すること。
- (5) 救助の報告に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の出動に関すること。
- (7) 国際消防救助隊の派遣に関すること。
- (8) 署所の軽微な庁中管理に関すること。
- (9) 公務による交通事故の物損処理に関すること。
- (10) 救助技術に関すること。
- (11) 火災原因及び損害の調査に関すること。
- (12) 火災その他の災害の調査に関すること。
- (13) 査察及びその他の防火指導に関すること。
- (14) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関すること。

第一消防救助小隊

第二消防救助小隊

第三消防救助小隊

- (1) 警防計画及び訓練に関すること。
- (2) 火災その他の災害の警戒及び防御に関すること。
- (3) 消防地水利の開発、調査及び保全に関すること。
- (4) 機械器具の整備及び保全に関すること。
- (5) 査察及びその他の防火指導に関すること。
- (6) 所轄に係る消防団の連絡及び協力等に関すること。
- (7) 自衛消防隊の訓練の指導に関すること。
- (8) 消防相談に関すること。
- (9) 火災その他の災害の調査に関すること。
- (10) 職員の非常招集に関すること。
- (11) 署所の軽微な庁中管理に関すること。
- (12) 公務による交通事故の物損処理に関すること。
- (13) 火災原因及び損害の調査に関すること。
- (14) 女性防災クラブ及び幼年消防クラブに関すること。
- (15) 災害現場の安全管理に関すること。
- (16) 救助訓練に関すること。
- (17) 人命の救助及び防火に関すること。

- (18) 救助の報告に関すること。
- (19) 緊急消防援助隊の出動に関すること。
- (20) 国際消防救助隊の派遣に関すること。
- (21) 救助技術に関すること。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(奈良市消防文書規程の一部改正)
- 2 奈良市消防文書規程(昭和42年奈良市消防長訓令第5号)の一部を次のように改正する。
第2条第7号中「庶務をつかさどる小隊」を「庶務係」に改める。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令第4号

全職員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市消防局長 西岡 光治

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程(昭和58年奈良市消防長訓令第23号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「19人」を「21人」に改め、第4号中「47人」を「42人」に改め、第5号中「130人」を「126人」に改め、第6号中「122人」を「131人」に改め、第8号中「90人」を「88人」に改める。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

教育委員会**奈良市教育委員会告示第7号**

奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第4条第1項の規定により、令和2年3月27日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

令和2年3月27日

奈良市教育委員会

教育長 中室 雄俊

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
絵画	古礪閼係資料 附 古礪位牌 1基	4巻、29幅、 8面、1隻	薬師寺 奈良市西ノ京町457	江戸時代
絵画	紙本著色大経曼荼羅図	1幅	浄国院 奈良市東笹鉾町38	江戸時代
彫刻	木造釈迦如来坐像 像底に南都大仏腹内之以古木造之の銘がある	1軀	興福院 奈良市法蓮町881	江戸時代

(令和2年3月27日揭示済)

奈良市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市教育委員会

第2条の表中

奈良市月ヶ瀬学校給食センター	月ヶ瀬小学校	月ヶ瀬中学校
奈良市都祁学校給食センター	都祁小学校	都祁中学校

を

「奈良市都祁学校給食センター

月ヶ瀬小学校 都祁小学校

月ヶ瀬中学校 都祁中学校

」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市教育委員会

教育長 中室 雄俊

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則(昭和53年奈良市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項教育部の部分中「教育総務課 総務係 施設係 就学係」を

「教育総務課 総務係 就学係 に、「総務係 企画管理係」を教育施設課

「総務係」に、「いじめ防止生徒指導課 いじめ防止係 生徒指導係」を「いじめ防止生徒指導課」に、「保健係」を「保健・総務係」に改める。

第3条第8号から第10号までを削り、同条第11号を同条第8号とし、同条第12号中「事務局、部及び」を削り、同号を同条第9号とする。

第4条総務係の部分の第5号中「課」を「事務局、部及び課」に改め、同部分に次の3号を加える。

(9) 通学区域の設置及び改廃に関すること。

(10) 事務局の組織管理に関すること。

(11) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。

第4条施設係の部分削り、同条次に次の1条を加える。(教育施設課の事務)

第4条の2 教育施設課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 学校教育施設(幼稚園施設を除く。)の建設計画に関すること。

(2) 学校教育施設(幼稚園施設を除く。)に係る国庫等補助申請事務に関すること。

(3) 学校教育施設(幼稚園施設を除く。)の維持補修に関すること。

教育長 中室 雄俊

奈良市教育委員会規則第2号

奈良市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市学校給食センター条例施行規則(平成17年奈良市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

(4) 学校教育施設(幼稚園施設を除く。)の維持管理に関すること。

(5) 学校教育施設(幼稚園施設を除く。)の使用に関すること。

(6) 放課後児童健全育成事業施設の維持管理に関すること。

(7) 社会教育施設の維持管理に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

第6条総務係の部分中第10号を第14号とし、第9号の次に次の4号を加える。

(10) 社会教育施設の整備計画に関すること。

(11) 公民館に関すること。

(12) 公民館運営審議会に関すること。

(13) 市営青少年野外体験施設に関すること。

第6条企画管理係の部分削り、

第9条指導第一係の部分の第7号中「の実施」を削り、同部分に次の1号を加える。

(1) 体力・運動能力調査に関すること。

第9条指導第二係の部分に次の1号を加える。

(6) 情報教育の内容に関すること。

第9条情報教育係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第9条の2を次のように改める。

(いじめ防止生徒指導課)

第9条の2 いじめ防止生徒指導課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) いじめ防止対策に関すること。

(2) いじめ防止等に係る関係団体との連絡調整に関すること。

(3) 児童虐待に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

(4) 生徒指導上の指導助言に関すること。

(5) 登下校の安全指導及び見守りに関する関係団体との連絡調整に関すること。

(6) 少年非行防止等に関すること。

(7) 課の庶務に関すること。

第10条保健係の部分中「保健係」を「保健・総務係」に改め、同部分中第6号を第7条とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 学校給食費の徴収及び管理に関すること。
第10条給食係の部分の第6号を削る。
第12条第1項中「及び参事」を「、参事及び教育監」に
改め、同条中第17項を第18項とし、第12項から第16項まで
を1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。
12 教育監は、上司の命を受けて、特定の事務を担当掌理
し、所属職員あるときは、これを指揮監督する。
附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。
令和2年3月31日
奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正
する規則
奈良市教育センター組織に関する規則（平成23年奈良市
教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第4条研修・研究係の部分中第3号及び第4号を削り、
第5号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。
(4) 教員の個別訪問研修の実施に関すること。
(5) 児童生徒に係る訪問指導による教員への支援に関
すること。
第4条中教育支援係の部分の削る。
附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに
公布する。
令和2年3月31日
奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則
奈良市立図書館管理規則（平成元年奈良市教育委員会規
則第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第9号中「及び市立保育園への資料提供」を「へ
の支援」に改め、同条中第14号を第15号とし、第10号から
第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を
加える。
(10) 市立保育園への資料提供
附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会の職員の職に関する規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和2年3月31日
奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊
奈良市教育委員会規則第6号
奈良市教育委員会の職員の職に関する規則の一部を
改正する規則
奈良市教育委員会の職員の職に関する規則（昭和49年奈
良市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第3条中「第9条」を「第12条」に改める。
附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に
関する規則を次のように定める。
令和2年3月31日
奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第7号

奈良市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限
に関する規則
(目的)
第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与
等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月奈良県
条例第16号）第7条の規定に基づき、奈良市立小学校、
中学校及び高等学校（以下「市立学校」という。）に勤
務する教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の
給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下
「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員。以下
「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ること
により学校教育の水準の維持向上に資するため、必要な
事項を定めることを目的とする。
(業務量の適切な管理)

第2条 奈良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
は、市立学校の教育職員が業務を行う時間（法第七条の
指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所
定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日
が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務
時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲
げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量
の適切な管理を行う。

- 1 箇月について45時間
 - 2 1年について360時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見
することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時
的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得
ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業
務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各
号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教
育職員の業務量の適切な管理を行う。
- (1) 1 箇月について100時間未満

- (2) 1年について720時間
 - (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の
1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を
加えたそれぞれの期間において1 箇月あたりの平均時
間について80時間
 - (4) 1年のうち1 箇月において正規の勤務時間以外の時
間において45時間を超えて業務を行う月数について6
箇月
(補則)
- 第3条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適
切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るた
めに必要な事項については、委員会が別に定める。
附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここ
に公布する。
令和2年3月31日
奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第8号

奈良市学校運営協議会規則の一部を改正する規則
奈良市学校運営協議会規則（平成22年奈良市教育委員会
規則第7号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。
附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。
令和2年3月31日
奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第9号

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則
奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市
教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
別記第11号様式中「在学中に生じた債務」を「上記の者
の在学中に生じた入学料及び授業料（奈良市立高等学校に
おける授業料等に関する条例（昭和61年奈良市条例第9号）
第2条に規定する額）の納付」に改める。
附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈
良市立学校の管理運営に関する規則別記第11号様式の規
定に基づき作成されている用紙は、この規則による改正

後の奈良市立学校の管理運営に関する規則の規定にかか
わらず、必要な調整をして使用することができる。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市立小・中学校通学区検討委員会規則の一部を改
正する規則をここに公布する。
令和2年3月31日
奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第10号

奈良市立小・中学校通学区検討委員会規則の一部
を改正する規則
奈良市立小・中学校通学区検討委員会規則（昭和63年
奈良市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正す
る。
第1条中「（昭和28年奈良市条例第24号）第2条」を「（平
成27年奈良市条例第1号）第3条」に改める。
第6条中「教育政策課」を「教育総務課」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会告示第8号

奈良市部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示を次
のように定める。
令和2年3月31日
奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示
奈良市部活動指導員設置要綱（平成31年奈良市教育委員
会告示第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）
第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員として」
を「、奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則
（令和2年奈良市規則第12号）に基づき」に改め、同条第
3項を削る。
第8条中「、指導員として適任であると判断した者を、
次の関係書類を添えて」を「、面接等による選考により指
導員として適任であると判断した者を、教育委員会が別途
定める必要書類を添えて」に改め、同条第1号から第4号
までの規定を削る。
第9条の見出しを「（資格要件）」に改め、同条中第2号
を削り、第3号を第2号とする。
第10条中「翌月5日」を「翌月3日」に、「別記第7号
様式」を「別記第3号様式」に、「別記第8号様式」を「別
記第4号様式」に改める。
第11条及び第12条を削る。
第13条を第11条とし、同条の見出しを「（解任）」に改め、
同条中「解嘱」を「解任」に改める。
第14条を第12条とする。
別記第4号様式中「翌月5日」を「翌月3日」に改める。

附則
この告示は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会告示第9号

奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱
(設置)

第1条 奈良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、奈良市立中学校及び奈良市立一条高等学校（以下「学校」という。）の部活動に関する専門的な知識や経験、技能等を有している指導員を発掘し、学校にその情報を提供することにより、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員（以下「部活動指導員」という。）の普及を図り、もって学校の部活動充実と教員負担軽減に寄与するため、部活動指導員候補者バンク（以下「候補者バンク」という。）を設置する。
(業務)

第2条 候補者バンクに関する業務は、次のとおりとする。

- 部活動指導員候補者の登録、更新及び取消しに関すること。
- 奈良市部活動指導員候補者登録申請書（別記様式。以下「申請書」という。）の管理及び提供に関すること。
- 部活動指導員候補者の募集に関すること。
- その他部活動指導員候補者に関すること。
(登録の分野、対象となる人材)

第3条 部活動指導員候補者の登録分野は、学校の部活動に関する分野とする。

2 部活動指導員候補者に登録できる者は、学校の部活動についての高い専門性を有し、教育的配慮、熱意及び識見を有する者で、かつ、ボランティアについての熱意をもち、知識、経験及び技能を地域社会へ積極的に役立てようとする意欲のある者で、次に掲げる要件に該当する者とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれかに該当する者及び体罰歴その他不適格と認められる事項がある者を除く。

- 大学生、専門学校生その他の学生を除く20歳以上の者
- 部活動の実技に関し、実技又は指導の経験を有し、安全な指導ができる者
(登録)

第4条 候補者バンクに登録を希望する者は、申請書を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書が適当であると認めた場合は、部活動指導員候補者として

台帳に登録し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(登録の期間)

第5条 登録の期間は、登録した日の属する年度を含む3年度間とする。ただし、再登録を妨げない。

(登録の抹消)

第6条 教育委員会は、候補者バンクに登録した者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消し、その旨を当該登録者に通知するものとする。

- 申請書の内容に虚偽があったとき。
- 候補者バンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利行為をしたとき。
- 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- 第3条の規定に反したとき。
- 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適格と認めたとき。
(庶務)

第7条 候補者バンクに関する庶務は、学校教育課において処理する。
(候補者バンクの利用)

第8条 候補者バンクの利用者は、教育委員会により部活動指導員の設置を許可された学校とする。
(その他)

第9条 収集した個人情報については、候補者バンクに係る業務の円滑な遂行のために用い、教育委員会及び学校において奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）に基づき適正に管理する。

2 この要綱に定めるもののほか、候補者バンクの実施に必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会訓令第1号

庁中一般
関係各所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第5条課長等共通の部分の第1号中「賃金分社会保険料」を「会計年度任用職員分社会保険料及び特別職非常勤職員分社会保険料」に、「賃金」を「条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の給付（会計年度任用職員分に限る。）」に改める。

附則
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市教育委員会訓令第2号

庁中一般
関係各所

奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

令和2年3月31日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会職員服務規程（平成5年奈良市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「教職員課長」との次に「、「総合政策部長」とあるのは「教育部長」とを加える。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月25日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程の一部を改正する告示

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程（平成29年奈良市農業委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第5号を削る。

附則

この告示は、令和2年3月25日から施行する。

(令和2年3月25日揭示済)

議会

奈良市議会規程第1号

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月13日

奈良市議会議長 森田一成

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程（昭和52

年奈良市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「任用期間が6月を超えない臨時職員」を「日額又は時間額により報酬が支給される会計年度任用職員」に改め、同条第2項第3号中「任用期間が1月を超えない臨時職員」を「日額又は時間額により報酬が支給される任用期間が1月を超えない会計年度任用職員」に改める。

附則

この規程は、令和2年3月13日から施行する。

(令和2年3月13日揭示済)

奈良市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市議会議長 森田一成

奈良市議会規則第1号

奈良市議会傍聴規則の一部を改正する規則
奈良市議会傍聴規則（昭和49年奈良市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、議長が特に認めた場合は、この限りでない。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)